

別表十四（一）の記載の仕方

- この明細書は、法人が法第25条第3項（資産の評価益）若しくは第33条第4項（資産の評価損）（これらの規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第25条第3項又は第33条第4項（これらの規定を令和2年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第25条第1項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により令和2年旧法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 「評定額等」の各欄は、令第24条の2第5項各号（再生計画認可の決定に準ずる事実等）若しくは第68条の2第4項各号（再生計画認可の決定に準ずる事実等）に掲げる事実の区分に応じこれらの規定に規定する価額又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条第2項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）若しくは令和2年6月改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第22条第2項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により令第24条の2第5項若しくは第68条の2第4項の規定を読み替えて適用する場合のこれらの規定に規定する価額を記載します。この場合において、令第24条の2第5項第1号又は第68条の2第4項第1号に規定する価額を記載するときは、資産の評価基準、評価方法その他当該価額の算定の根拠を明らかにする事項を別紙に記載して添付します。
- 「債務免除等を受けた金額の明細」の各欄は、法人につき法第25条第3項若しくは第33条第4項に規定する政令で定める事実若しくは震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合においてその法人が法第25条第3項若しくは第33条第4項（これらの規定を震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受けるとき、又は連結法人につき法第25条第3項若しくは第33条第4項に規定する政令で定める事実若しくは令和2年旧震災特例法第25条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合においてその連結法人が令和2年旧法第81条の3第1項の規定の適用を受けるときに記載します。